

あま市地域防災計画
(平成 24 年度修正案)

新 旧 対 照 表

風水害等対策計画編

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
4	<p>〔目 次〕</p> <p>風水害等災害対策計画編</p> <p>第 4 章 災害復旧計画</p> <p>第 3 節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</p> <p>第 5 章 災害復旧計画</p> <p>第 3 節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 2 節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 市</p> <p>(追加)</p> <p>6 指定地方行政機関</p> <p>(2) 中部地方整備局</p> <p>イ 初動対応</p> <p><u>大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</u></p> <p>(8) 中部運輸局</p> <p>(追加)</p> <p>8 指定公共機関</p> <p>(6) 日本赤十字社愛知県支部</p> <p>エ <u>日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット、お見舞品セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</u></p>	<p>〔目 次〕</p> <p>風水害等災害対策計画編</p> <p>第 4 章 災害復旧計画</p> <p>第 3 節 <u>民生安定のための緊急措置</u></p> <p>第 5 章 災害復旧計画</p> <p>第 3 節 <u>民生安定のための緊急措置</u></p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 2 節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 市</p> <p><u>(16) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。</u></p> <p>6 指定地方行政機関</p> <p>(2) 中部地方整備局</p> <p>イ 初動対応</p> <p><u>情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</u></p> <p>(8) 中部運輸局</p> <p><u>キ 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。</u></p> <p>8 指定公共機関</p> <p>(6) 日本赤十字社愛知県支部</p> <p>エ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
10	<p>(12) 独立行政法人国立病院機構</p> <p>ア 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療及び助産にあたらせる。</p> <p>イ 所管する国立病院機構の病院をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療にあたらせる。</p> <p>ウ ア、イの活動について、必要と認める場合には、東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援にあたらせる。</p>	<p>(12) 独立行政法人国立病院機構</p> <p>知事の応援要請に基づき、<u>医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。</u></p>	<p>県計画との整合</p>

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
16	<p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 1 節 防災組織の整備計画</p> <p>第 3 消防及び水防機関</p> <p>3 あま市連合消防団</p>	<p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 1 節 防災組織の整備計画</p> <p>第 3 消防及び水防機関</p> <p>3 あま市消防団</p>	名称の整理
17	<p>第 2 節 防災協働社会の形成推進</p> <p>第 2 対策</p> <p>3 業務継続計画の策定</p> <p>市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第 2 節 防災協働社会の形成推進</p> <p>第 2 対策</p> <p>3 業務継続計画の策定</p> <p>市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</p> <p><u>また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。</u></p>	県計画との整合
18	<p>第 3 節 防災業務施設・設備等の整備計画</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第 3 節 防災業務施設・設備等の整備計画</p> <p>第 3 防災中枢機能の充実</p> <p><u>保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</u></p>	県計画との整合
19	<p>第 3 気象観測施設・設備等</p> <p>第 4 消防施設・設備等</p> <p>第 5 通信施設・設備等</p> <p>第 6 水防施設・設備等</p> <p>第 7 救助施設・設備等</p> <p>第 8 その他施設・設備等</p>	<p>第 4 気象観測施設・設備等</p> <p>第 5 消防施設・設備等</p> <p>第 6 通信施設・設備等</p> <p>第 7 水防施設・設備等</p> <p>第 8 救助施設・設備等</p> <p>第 9 その他施設・設備等</p>	
30	<p>第 1 1 節 交通施設対策計画</p> <p>第 2 道路施設</p> <p>3 人にやさしい道づくり</p> <p>高齢者や障害者などハンディキャップをもつ人々の利用に配慮し、道路の段差の解消やコミュニティ道路の整備など、人にやさしい道づくりをめざす。</p>	<p>第 1 1 節 交通施設対策計画</p> <p>第 2 道路施設</p> <p>3 人にやさしい道づくり</p> <p>高齢者や障がい者などハンディキャップをもつ人々の利用に配慮し、道路の段差の解消やコミュニティ道路の整備など、人にやさしい道づくりをめざす。</p>	名称の整理

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
33	<p>第 1 2 節 ライフライン施設対策計画</p> <p>第 3 節 ガス施設</p> <p>4 協力体制の確立</p> <p><u>(社) 日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。</u></p>	<p>第 1 2 節 ライフライン施設対策計画</p> <p>第 3 節 ガス施設</p> <p>4 協力体制の確立</p> <p><u>一般社団法人</u>日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。</p>	名称の整理
35	<p>第 1 4 節 道路災害対策計画</p> <p>第 6 節 道路防災対策の実施</p> <p>道路管理者は、幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋りょう等交通施設の整備と防災構造化を推進する。</p> <p>また、浸水時のマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等、転落防止の安全性の向上を図るとともに、<u>占有者に対して必要な指導を実施する。</u></p>	<p>第 1 4 節 道路災害対策計画</p> <p>第 6 節 道路防災対策の実施</p> <p>道路管理者は、幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋りょう等交通施設の整備と防災構造化を推進する。</p> <p>また、浸水時のマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等、転落防止の安全性の向上を図るとともに、<u>占有者に対して必要な指導を実施し、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。</u></p>	県計画との整合
39	<p>第 1 8 節 災害時要援護者の安全確保対策計画</p> <p>第 1 方針</p> <p>災害発生時には、災害時要援護者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び災害時要援護者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から災害時要援護者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。</p> <p>特に、市にあっては、<u>災害時要援護者についての平常時からの所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導体制の整備等に当たっては、「災害時要援護者支援計画」（仮称）に沿って、整備に努めるものとする。</u></p> <p>また、市及び施設管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成 6 年愛知県条例第 33 号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、災害時要援護者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。</p>	<p>第 1 8 節 災害時要援護者の安全確保対策計画</p> <p>第 1 方針</p> <p>災害発生時には、災害時要援護者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び災害時要援護者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から災害時要援護者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。</p> <p>特に、市にあっては、<u>災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図るものとする。その際には、あま市災害時要援護者避難支援計画を活用するものとする。</u></p> <p>また、市及び施設管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成 6 年愛知県条例第 33 号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、災害時要援護者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。</p>	県計画との整合
39	<p>第 3 節 在宅者対策</p> <p>2 緊急通報システム等の整備</p> <p>市は、「あま市緊急連絡通報システム設置事業実施要綱」（平成 22 年告示第 63 号）に基づき、在宅のひとり暮らし老人及び身体障害者等を対象に緊急通報用機器等を貸与している。今後とも災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</p>	<p>第 3 節 在宅者対策</p> <p>2 緊急通報システム等の整備</p> <p>市は、「あま市緊急連絡通報システム設置事業実施要綱」（平成 22 年告示第 63 号）に基づき、在宅のひとり暮らし老人及び身体障がい者等を対象に緊急通報用機器等を貸与している。今後とも災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</p>	名称の整理

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
42	<p>第 2 0 節 避難対策計画</p> <p>第 2 避難所の選定</p> <p>⑦ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要援護高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努めること。</p>	<p>第 2 0 節 避難対策計画</p> <p>第 2 避難所の選定</p> <p>⑦ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要援護高齢者、<u>障がい者</u>等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努めること。</p>	名称の整理
43	<p>第 5 避難所に備えるべき設備</p> <p>緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平時から避難所等に備え付け、即座に利用できるよう整備に努めるものとする。</p> <p>また、災害時要援護者にも配慮した、スロープ、障害者用トイレ、文字を表示できるラジオ等施設・設備の整備に努めるものとする。</p>	<p>第 5 避難所に備えるべき設備</p> <p>緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平時から避難所等に備え付け、即座に利用できるよう整備に努めるものとする。</p> <p>また、災害時要援護者にも配慮した、<u>空調</u>、スロープ、<u>障がい者</u>用トイレ、文字を表示できるラジオ等施設・設備の整備に努めるものとする。</p>	県計画との整合及び名称の整理
46	<p>第 2 2 節 防災訓練及び防災思想の普及計画</p> <p>第 2 防災訓練の実施</p> <p>防災意識の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。したがって、防災関係機関（市、消防団、学校等）は、毎年独自の訓練計画をたて、公共的団体、民間協力団体、学校及び地域住民等の協力を得て、あらゆる機会をとらえて科学的かつ計画的な図上又は実働訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の錬磨を図るものとする。</p> <p>その際、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>なお、実働訓練の実施に当たっては、被害の想定を明確にするなど、過去の災害を教訓としたより実践的なものとする。</p>	<p>第 2 2 節 防災訓練及び防災思想の普及計画</p> <p>第 2 防災訓練の実施</p> <p>防災意識の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。したがって、防災関係機関（市、消防団、学校等）は、毎年独自の訓練計画をたて、公共的団体、民間協力団体、学校及び地域住民等の協力を得て、あらゆる機会をとらえて科学的かつ計画的な図上又は実働訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の錬磨を図るものとする。</p> <p>その際、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>なお、実働訓練の実施に当たっては、<u>訓練の目的を具体的に設定した上で</u>、被害の想定を明確にする<u>とともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む</u>など、過去の災害を教訓としたより実践的なものとする。</p>	県計画との整合
47	<p>3 訓練の検証</p> <p>市は、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるものとする。</p>	<p>3 訓練の検証</p> <p>市は、訓練<u>後には訓練成果を取りまとめ</u>、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、<u>次回の訓練に反映させるよう努める</u>ものとする。</p>	県計画との整合

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
53	<p>第 2 4 節 応援体制の整備計画</p> <p>第 1 方針</p> <p>市は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど広域的な応援体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第 2 4 節 応援体制の整備計画</p> <p>第 1 方針</p> <p>市は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど広域的な応援体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</u></p>	県計画との整合
55	<p>第 2 6 節 企業防災の促進計画</p> <p>第 2 対策</p> <p>1 企業の取組</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p>	<p>第 2 6 節 企業防災の促進計画</p> <p>第 2 対策</p> <p>1 企業の取組</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・<u>運用</u>するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の<u>実施</u>、事業所の耐震化・<u>耐浪化</u>、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、<u>燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施する</u>などの防災活動の推進に努めるものとする。</p>	県計画との整合

頁	旧 (平成 23 年度)	新 (平成 24 年度修正案)	修正の理由
63	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画 (組織の動員配備計画)</p> <p>第3 非常配備</p> <p>8 関係機関への伝達</p> <p>別図</p> <p>あま市災害対策本部組織図</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画 (組織の動員配備計画)</p> <p>第3 非常配備</p> <p>8 関係機関への伝達</p> <p>別図</p> <p>あま市災害対策本部組織図</p>	組織の再編

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由																																																																																				
64	<p>別表第 1</p> <p>あま市災害対策本部所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="230 248 1016 1252"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>担当課</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="25">総務部</td> <td rowspan="25">防災総括班</td> <td rowspan="25">安全安心課</td> <td>1 防災の総合的計画推進に関する事</td> </tr> <tr> <td>2 防災会議に関する事</td> </tr> <tr> <td>3 本部長の命令、指示等の伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td>4 災害復旧に関する総合調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>5 災害対策本部の設置及び廃止に関する事</td> </tr> <tr> <td>6 災害対策本部の庶務に関する事</td> </tr> <tr> <td>7 現地災害対策本部の運営に関する事</td> </tr> <tr> <td>8 本部員会議に関する事</td> </tr> <tr> <td>9 気象予警報等の収集及び伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td>10 非常配備に関する事</td> </tr> <tr> <td>11 避難の指示、勧告又は解除に関する事</td> </tr> <tr> <td>12 警察との連携による公共の秩序の維持、安定に関する事</td> </tr> <tr> <td>13 海部東部消防組合との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>14 海部地区水防事務組合との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>15 防災行政用無線など通信の確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>16 災害救助法の適用申請に関する事</td> </tr> <tr> <td>17 県その他防災関係本部等機関との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>18 県、他市町村等への応援要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>19 被害情報等の県への各種報告に関する事</td> </tr> <tr> <td>20 消防団の動員に関する事</td> </tr> <tr> <td>21 自主防災組織との連絡調整及び協力要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>22 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事</td> </tr> <tr> <td>23 職員の動員、解除及び配置調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>24 災害派遣職員の受入、配置等に関する事</td> </tr> <tr> <td>25 自衛隊の災害派遣要請に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">総務班</td> <td rowspan="8">総務課</td> <td rowspan="8">総務課</td> <td>1 各班からの被害報告の取りまとめに関する事</td> </tr> <tr> <td>2 災害対策本部の運営協力に関する事</td> </tr> <tr> <td>3 救助物資及び義援物資の受領、配分に関する事</td> </tr> <tr> <td>4 災害関係文書の受理、配布発送に関する事</td> </tr> <tr> <td>5 市有財産の被害調査の総括に関する事</td> </tr> <tr> <td>6 公用車の配車調整及び民間車両の借上げに関する事</td> </tr> <tr> <td>7 非常電話など通信の確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>8 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	担当課	所掌事務	総務部	防災総括班	安全安心課	1 防災の総合的計画推進に関する事	2 防災会議に関する事	3 本部長の命令、指示等の伝達に関する事	4 災害復旧に関する総合調整に関する事	5 災害対策本部の設置及び廃止に関する事	6 災害対策本部の庶務に関する事	7 現地災害対策本部の運営に関する事	8 本部員会議に関する事	9 気象予警報等の収集及び伝達に関する事	10 非常配備に関する事	11 避難の指示、勧告又は解除に関する事	12 警察との連携による公共の秩序の維持、安定に関する事	13 海部東部消防組合との連絡調整に関する事	14 海部地区水防事務組合との連絡調整に関する事	15 防災行政用無線など通信の確保に関する事	16 災害救助法の適用申請に関する事	17 県その他防災関係本部等機関との連絡調整に関する事	18 県、他市町村等への応援要請に関する事	19 被害情報等の県への各種報告に関する事	20 消防団の動員に関する事	21 自主防災組織との連絡調整及び協力要請に関する事	22 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事	23 職員の動員、解除及び配置調整に関する事	24 災害派遣職員の受入、配置等に関する事	25 自衛隊の災害派遣要請に関する事	総務班	総務課	総務課	1 各班からの被害報告の取りまとめに関する事	2 災害対策本部の運営協力に関する事	3 救助物資及び義援物資の受領、配分に関する事	4 災害関係文書の受理、配布発送に関する事	5 市有財産の被害調査の総括に関する事	6 公用車の配車調整及び民間車両の借上げに関する事	7 非常電話など通信の確保に関する事	8 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事	<p>別表第 1</p> <p>あま市災害対策本部所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="1111 248 1897 1198"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>担当課</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="25">総務部</td> <td rowspan="25">防災総括班</td> <td rowspan="25">安全安心課</td> <td>1 防災の総合的計画推進に関する事</td> </tr> <tr> <td>2 防災会議に関する事</td> </tr> <tr> <td>3 本部長の命令、指示等の伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td>4 災害復旧に関する総合調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>5 災害対策本部の設置及び廃止に関する事</td> </tr> <tr> <td>6 災害対策本部の庶務に関する事</td> </tr> <tr> <td>7 現地災害対策本部の運営に関する事</td> </tr> <tr> <td>8 気象予警報等の収集及び伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td>9 非常配備に関する事</td> </tr> <tr> <td>10 避難の指示、勧告又は解除に関する事</td> </tr> <tr> <td>11 警察との連携による公共の秩序の維持、安定に関する事</td> </tr> <tr> <td>12 海部東部消防組合との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>13 海部地区水防事務組合との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>14 防災行政用無線など通信の確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>15 災害救助法の適用申請に関する事</td> </tr> <tr> <td>16 県その他防災関係本部等機関との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>17 県、他市町村等への応援要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>18 消防団の動員に関する事</td> </tr> <tr> <td>19 自主防災組織との連絡調整及び協力要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>20 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事</td> </tr> <tr> <td>21 職員の動員、解除及び配置調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>22 災害派遣職員の受入、配置等に関する事</td> </tr> <tr> <td>23 自衛隊の災害派遣要請に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">総務班</td> <td rowspan="8">総務課</td> <td rowspan="8">総務課</td> <td>1 各班からの被害報告の取りまとめに関する事</td> </tr> <tr> <td>2 災害対策本部の運営協力に関する事</td> </tr> <tr> <td>3 救助物資及び義援物資の受領、配分に関する事</td> </tr> <tr> <td>4 災害関係文書の受理、配布発送に関する事</td> </tr> <tr> <td>5 市有財産の被害調査の総括に関する事</td> </tr> <tr> <td>6 公用車の配車調整及び民間車両の借上げに関する事</td> </tr> <tr> <td>7 非常電話など通信の確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>8 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	担当課	所掌事務	総務部	防災総括班	安全安心課	1 防災の総合的計画推進に関する事	2 防災会議に関する事	3 本部長の命令、指示等の伝達に関する事	4 災害復旧に関する総合調整に関する事	5 災害対策本部の設置及び廃止に関する事	6 災害対策本部の庶務に関する事	7 現地災害対策本部の運営に関する事	8 気象予警報等の収集及び伝達に関する事	9 非常配備に関する事	10 避難の指示、勧告又は解除に関する事	11 警察との連携による公共の秩序の維持、安定に関する事	12 海部東部消防組合との連絡調整に関する事	13 海部地区水防事務組合との連絡調整に関する事	14 防災行政用無線など通信の確保に関する事	15 災害救助法の適用申請に関する事	16 県その他防災関係本部等機関との連絡調整に関する事	17 県、他市町村等への応援要請に関する事	18 消防団の動員に関する事	19 自主防災組織との連絡調整及び協力要請に関する事	20 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事	21 職員の動員、解除及び配置調整に関する事	22 災害派遣職員の受入、配置等に関する事	23 自衛隊の災害派遣要請に関する事	総務班	総務課	総務課	1 各班からの被害報告の取りまとめに関する事	2 災害対策本部の運営協力に関する事	3 救助物資及び義援物資の受領、配分に関する事	4 災害関係文書の受理、配布発送に関する事	5 市有財産の被害調査の総括に関する事	6 公用車の配車調整及び民間車両の借上げに関する事	7 非常電話など通信の確保に関する事	8 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事	所掌事務の整理
部名	班名	担当課	所掌事務																																																																																				
総務部	防災総括班	安全安心課	1 防災の総合的計画推進に関する事																																																																																				
			2 防災会議に関する事																																																																																				
			3 本部長の命令、指示等の伝達に関する事																																																																																				
			4 災害復旧に関する総合調整に関する事																																																																																				
			5 災害対策本部の設置及び廃止に関する事																																																																																				
			6 災害対策本部の庶務に関する事																																																																																				
			7 現地災害対策本部の運営に関する事																																																																																				
			8 本部員会議に関する事																																																																																				
			9 気象予警報等の収集及び伝達に関する事																																																																																				
			10 非常配備に関する事																																																																																				
			11 避難の指示、勧告又は解除に関する事																																																																																				
			12 警察との連携による公共の秩序の維持、安定に関する事																																																																																				
			13 海部東部消防組合との連絡調整に関する事																																																																																				
			14 海部地区水防事務組合との連絡調整に関する事																																																																																				
			15 防災行政用無線など通信の確保に関する事																																																																																				
			16 災害救助法の適用申請に関する事																																																																																				
			17 県その他防災関係本部等機関との連絡調整に関する事																																																																																				
			18 県、他市町村等への応援要請に関する事																																																																																				
			19 被害情報等の県への各種報告に関する事																																																																																				
			20 消防団の動員に関する事																																																																																				
			21 自主防災組織との連絡調整及び協力要請に関する事																																																																																				
			22 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事																																																																																				
			23 職員の動員、解除及び配置調整に関する事																																																																																				
			24 災害派遣職員の受入、配置等に関する事																																																																																				
			25 自衛隊の災害派遣要請に関する事																																																																																				
総務班	総務課	総務課	1 各班からの被害報告の取りまとめに関する事																																																																																				
			2 災害対策本部の運営協力に関する事																																																																																				
			3 救助物資及び義援物資の受領、配分に関する事																																																																																				
			4 災害関係文書の受理、配布発送に関する事																																																																																				
			5 市有財産の被害調査の総括に関する事																																																																																				
			6 公用車の配車調整及び民間車両の借上げに関する事																																																																																				
			7 非常電話など通信の確保に関する事																																																																																				
			8 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事																																																																																				
部名	班名	担当課	所掌事務																																																																																				
総務部	防災総括班	安全安心課	1 防災の総合的計画推進に関する事																																																																																				
			2 防災会議に関する事																																																																																				
			3 本部長の命令、指示等の伝達に関する事																																																																																				
			4 災害復旧に関する総合調整に関する事																																																																																				
			5 災害対策本部の設置及び廃止に関する事																																																																																				
			6 災害対策本部の庶務に関する事																																																																																				
			7 現地災害対策本部の運営に関する事																																																																																				
			8 気象予警報等の収集及び伝達に関する事																																																																																				
			9 非常配備に関する事																																																																																				
			10 避難の指示、勧告又は解除に関する事																																																																																				
			11 警察との連携による公共の秩序の維持、安定に関する事																																																																																				
			12 海部東部消防組合との連絡調整に関する事																																																																																				
			13 海部地区水防事務組合との連絡調整に関する事																																																																																				
			14 防災行政用無線など通信の確保に関する事																																																																																				
			15 災害救助法の適用申請に関する事																																																																																				
			16 県その他防災関係本部等機関との連絡調整に関する事																																																																																				
			17 県、他市町村等への応援要請に関する事																																																																																				
			18 消防団の動員に関する事																																																																																				
			19 自主防災組織との連絡調整及び協力要請に関する事																																																																																				
			20 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事																																																																																				
			21 職員の動員、解除及び配置調整に関する事																																																																																				
			22 災害派遣職員の受入、配置等に関する事																																																																																				
			23 自衛隊の災害派遣要請に関する事																																																																																				
			総務班	総務課	総務課	1 各班からの被害報告の取りまとめに関する事																																																																																	
						2 災害対策本部の運営協力に関する事																																																																																	
3 救助物資及び義援物資の受領、配分に関する事																																																																																							
4 災害関係文書の受理、配布発送に関する事																																																																																							
5 市有財産の被害調査の総括に関する事																																																																																							
6 公用車の配車調整及び民間車両の借上げに関する事																																																																																							
7 非常電話など通信の確保に関する事																																																																																							
8 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事																																																																																							

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由																												
65	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="221 220 275 252">部名</th> <th data-bbox="275 220 376 252">班名</th> <th data-bbox="376 220 488 252">担当課</th> <th data-bbox="488 220 1010 252">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="221 252 275 826" rowspan="3">総務部</td> <td data-bbox="275 252 376 491">業務班</td> <td data-bbox="376 252 488 491">市民 サービスセンター</td> <td data-bbox="488 252 1010 491"> <ol style="list-style-type: none"> 1 来庁者の安全確保、避難に関すること 2 地域からの被害状況の収集に関すること 3 本部との連絡調整に関すること 4 各庁舎の通常業務の準備及び支援に関すること 5 各庁舎の被害状況調査及び応急復旧に関すること 6 災害、被災に関する市民の相談、照会に関すること 7 火（埋）葬許可に関すること 【本庁舎・七宝庁舎のみ】 8 り災証明書の発行に関すること 【基目寺庁舎・七宝庁舎のみ】 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 491 376 730">税務・調査班</td> <td data-bbox="376 491 488 730">税務課 収納課</td> <td data-bbox="488 491 1010 730"> <ol style="list-style-type: none"> 1 り災者に対する市税の軽減若しくは免税又は徴収猶予に関すること 2 災害による市税の減収見込みに関すること 3 り災台帳の作成に関すること 4 り災証明の発行に関すること 5 部内各班の応援に関すること 6 電気、ガス、電話などライフラインの被害状況の収集に関すること 7 人的被害状況の収集に関すること 8 家屋、構築物等の被害状況調査及び報告に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 730 376 826">議会班</td> <td data-bbox="376 730 488 826">議事課</td> <td data-bbox="488 730 1010 826"> <ol style="list-style-type: none"> 1 市議会との連絡調整に関すること 2 本部秘書班と協力して災害視察者及び見舞者の対応に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	担当課	所掌事務	総務部	業務班	市民 サービスセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 来庁者の安全確保、避難に関すること 2 地域からの被害状況の収集に関すること 3 本部との連絡調整に関すること 4 各庁舎の通常業務の準備及び支援に関すること 5 各庁舎の被害状況調査及び応急復旧に関すること 6 災害、被災に関する市民の相談、照会に関すること 7 火（埋）葬許可に関すること 【本庁舎・七宝庁舎のみ】 8 り災証明書の発行に関すること 【基目寺庁舎・七宝庁舎のみ】 	税務・調査班	税務課 収納課	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者に対する市税の軽減若しくは免税又は徴収猶予に関すること 2 災害による市税の減収見込みに関すること 3 り災台帳の作成に関すること 4 り災証明の発行に関すること 5 部内各班の応援に関すること 6 電気、ガス、電話などライフラインの被害状況の収集に関すること 7 人的被害状況の収集に関すること 8 家屋、構築物等の被害状況調査及び報告に関すること 	議会班	議事課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会との連絡調整に関すること 2 本部秘書班と協力して災害視察者及び見舞者の対応に関すること 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1108 220 1162 252">部名</th> <th data-bbox="1162 220 1263 252">班名</th> <th data-bbox="1263 220 1375 252">担当課</th> <th data-bbox="1375 220 1897 252">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1108 252 1162 798" rowspan="3">総務部</td> <td data-bbox="1162 252 1263 491">業務班</td> <td data-bbox="1263 252 1375 491">市民 サービスセンター</td> <td data-bbox="1375 252 1897 491"> <ol style="list-style-type: none"> 1 来庁者の安全確保、避難に関すること 2 地域からの被害状況の収集に関すること 3 本部との連絡調整に関すること 4 各庁舎の通常業務の準備及び支援に関すること 5 各庁舎の被害状況調査及び応急復旧に関すること 6 災害、被災に関する市民の相談、照会に関すること 7 火（埋）葬許可に関すること 【本庁舎・七宝庁舎のみ】 8 り災証明書の発行に関すること 【基目寺庁舎・七宝庁舎のみ】 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1162 491 1263 699">税務・調査班</td> <td data-bbox="1263 491 1375 699">税務課 収納課</td> <td data-bbox="1375 491 1897 699"> <ol style="list-style-type: none"> 1 り災者に対する市税の軽減若しくは免税又は徴収猶予に関すること 2 災害による市税の減収見込みに関すること 3 り災台帳の作成に関すること 4 り災証明の発行に関すること 5 部内各班の応援に関すること 6 電気、ガス、電話などライフラインの被害状況の収集に関すること 7 家屋、構築物等の被害状況調査及び報告に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1162 699 1263 798">議会班</td> <td data-bbox="1263 699 1375 798">議事課</td> <td data-bbox="1375 699 1897 798"> <ol style="list-style-type: none"> 1 市議会との連絡調整に関すること 2 本部秘書班と協力して災害視察者及び見舞者の対応に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	担当課	所掌事務	総務部	業務班	市民 サービスセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 来庁者の安全確保、避難に関すること 2 地域からの被害状況の収集に関すること 3 本部との連絡調整に関すること 4 各庁舎の通常業務の準備及び支援に関すること 5 各庁舎の被害状況調査及び応急復旧に関すること 6 災害、被災に関する市民の相談、照会に関すること 7 火（埋）葬許可に関すること 【本庁舎・七宝庁舎のみ】 8 り災証明書の発行に関すること 【基目寺庁舎・七宝庁舎のみ】 	税務・調査班	税務課 収納課	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者に対する市税の軽減若しくは免税又は徴収猶予に関すること 2 災害による市税の減収見込みに関すること 3 り災台帳の作成に関すること 4 り災証明の発行に関すること 5 部内各班の応援に関すること 6 電気、ガス、電話などライフラインの被害状況の収集に関すること 7 家屋、構築物等の被害状況調査及び報告に関すること 	議会班	議事課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会との連絡調整に関すること 2 本部秘書班と協力して災害視察者及び見舞者の対応に関すること 	所掌事務の整理
部名	班名	担当課	所掌事務																												
総務部	業務班	市民 サービスセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 来庁者の安全確保、避難に関すること 2 地域からの被害状況の収集に関すること 3 本部との連絡調整に関すること 4 各庁舎の通常業務の準備及び支援に関すること 5 各庁舎の被害状況調査及び応急復旧に関すること 6 災害、被災に関する市民の相談、照会に関すること 7 火（埋）葬許可に関すること 【本庁舎・七宝庁舎のみ】 8 り災証明書の発行に関すること 【基目寺庁舎・七宝庁舎のみ】 																												
	税務・調査班	税務課 収納課	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者に対する市税の軽減若しくは免税又は徴収猶予に関すること 2 災害による市税の減収見込みに関すること 3 り災台帳の作成に関すること 4 り災証明の発行に関すること 5 部内各班の応援に関すること 6 電気、ガス、電話などライフラインの被害状況の収集に関すること 7 人的被害状況の収集に関すること 8 家屋、構築物等の被害状況調査及び報告に関すること 																												
	議会班	議事課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会との連絡調整に関すること 2 本部秘書班と協力して災害視察者及び見舞者の対応に関すること 																												
部名	班名	担当課	所掌事務																												
総務部	業務班	市民 サービスセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 来庁者の安全確保、避難に関すること 2 地域からの被害状況の収集に関すること 3 本部との連絡調整に関すること 4 各庁舎の通常業務の準備及び支援に関すること 5 各庁舎の被害状況調査及び応急復旧に関すること 6 災害、被災に関する市民の相談、照会に関すること 7 火（埋）葬許可に関すること 【本庁舎・七宝庁舎のみ】 8 り災証明書の発行に関すること 【基目寺庁舎・七宝庁舎のみ】 																												
	税務・調査班	税務課 収納課	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者に対する市税の軽減若しくは免税又は徴収猶予に関すること 2 災害による市税の減収見込みに関すること 3 り災台帳の作成に関すること 4 り災証明の発行に関すること 5 部内各班の応援に関すること 6 電気、ガス、電話などライフラインの被害状況の収集に関すること 7 家屋、構築物等の被害状況調査及び報告に関すること 																												
	議会班	議事課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会との連絡調整に関すること 2 本部秘書班と協力して災害視察者及び見舞者の対応に関すること 																												

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由																																																	
66	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 220 271 252">部名</th> <th data-bbox="271 220 376 252">班名</th> <th data-bbox="376 220 481 252">担当課</th> <th data-bbox="481 220 1010 252">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 252 271 1074" rowspan="8">企画 財政部</td> <td data-bbox="271 252 376 563">広報公聴班</td> <td data-bbox="376 252 481 563">企画政策課</td> <td data-bbox="481 252 1010 563"> <ol style="list-style-type: none"> 1 市登録外国人の被災情報に関する事 2 外国人の援護支援に関する事 3 災害情報及び市民支援情報の収集 4 臨時広報及びホームページ、市メールサービスによる情報の発信及び発表に関する事 5 報道機関及びCATVの対応に関する事 6 住民等への情報伝達に関する事 7 災害の記録、写真等の撮影及び保存に関する事 8 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 9 コミュニティ施設の災害対策、被害状況調査並びに応急復旧に関する事 10 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 563 376 667">本部秘書班</td> <td data-bbox="376 563 481 667">人事秘書課</td> <td data-bbox="481 563 1010 667"> <ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 職員の出勤、退勤、健康管理に関する事 3 議会班と協力し災害視察者及び見舞者の対応に関する事 4 職員の被災状況の把握に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 667 376 802">財務班</td> <td data-bbox="376 667 481 802">財政課</td> <td data-bbox="481 667 1010 802"> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係費の予算に関する事 2 災害応急対策及び復旧に要する資金の調達に関する事 3 災害対策に必要な食糧、物品、資機材等の調達と調整に関する事 4 災害義援金品の受領及び配布に関する事 5 緊急支払いに関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 802 376 874">情報班</td> <td data-bbox="376 802 481 874">情報課</td> <td data-bbox="481 802 1010 874"> <ol style="list-style-type: none"> 1 庁内及び関係機関との情報インフラ（IT関連）の機能確保に関する事 2 電算システムの災害応急対策及び被害調査に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 874 376 930">市営住宅班</td> <td data-bbox="376 874 481 930">人権推進課</td> <td data-bbox="481 874 1010 930"> <ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害調査及び災害対策に関する事 2 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 930 376 986">協力班</td> <td data-bbox="376 930 481 986">監査課</td> <td data-bbox="481 930 1010 986"> <ol style="list-style-type: none"> 1 企画財政部各班への応援協力に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 986 376 1074">会計班</td> <td data-bbox="376 986 481 1074">会計課</td> <td data-bbox="481 986 1010 1074"> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急支払いの出納に関する事 2 指定金融機関等との連絡調整に関する事 3 災害義援金の一時保管に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	担当課	所掌事務	企画 財政部	広報公聴班	企画政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市登録外国人の被災情報に関する事 2 外国人の援護支援に関する事 3 災害情報及び市民支援情報の収集 4 臨時広報及びホームページ、市メールサービスによる情報の発信及び発表に関する事 5 報道機関及びCATVの対応に関する事 6 住民等への情報伝達に関する事 7 災害の記録、写真等の撮影及び保存に関する事 8 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 9 コミュニティ施設の災害対策、被害状況調査並びに応急復旧に関する事 10 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事 	本部秘書班	人事秘書課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 職員の出勤、退勤、健康管理に関する事 3 議会班と協力し災害視察者及び見舞者の対応に関する事 4 職員の被災状況の把握に関する事 	財務班	財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係費の予算に関する事 2 災害応急対策及び復旧に要する資金の調達に関する事 3 災害対策に必要な食糧、物品、資機材等の調達と調整に関する事 4 災害義援金品の受領及び配布に関する事 5 緊急支払いに関する事 	情報班	情報課	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁内及び関係機関との情報インフラ（IT関連）の機能確保に関する事 2 電算システムの災害応急対策及び被害調査に関する事 	市営住宅班	人権推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害調査及び災害対策に関する事 2 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 	協力班	監査課	<ol style="list-style-type: none"> 1 企画財政部各班への応援協力に関する事 	会計班	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急支払いの出納に関する事 2 指定金融機関等との連絡調整に関する事 3 災害義援金の一時保管に関する事 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1106 220 1158 252">部名</th> <th data-bbox="1158 220 1263 252">班名</th> <th data-bbox="1263 220 1368 252">担当課</th> <th data-bbox="1368 220 1897 252">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 252 1158 1074" rowspan="8">企画 財政部</td> <td data-bbox="1158 252 1263 643">広報公聴・ 情報班</td> <td data-bbox="1263 252 1368 643">企画政策課</td> <td data-bbox="1368 252 1897 643"> <ol style="list-style-type: none"> 1 市登録外国人の被災情報に関する事 2 外国人の援護支援に関する事 3 災害情報及び市民支援情報の収集 4 臨時広報及びホームページ、市メールサービスによる情報の発信及び発表に関する事 5 報道機関及びCATVの対応に関する事 6 住民等への情報伝達に関する事 7 災害の記録、写真等の撮影及び保存に関する事 8 庁内及び関係機関との情報インフラ（IT関連）の機能確保に関する事 9 電算システムの災害応急対策及び被害調査に関する事 10 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 11 コミュニティ施設の災害対策、被害状況調査並びに応急復旧に関する事 12 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 643 1263 746">本部秘書班</td> <td data-bbox="1263 643 1368 746">人事秘書課</td> <td data-bbox="1368 643 1897 746"> <ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 職員の出勤、退勤、健康管理に関する事 3 議会班と協力し災害視察者及び見舞者の対応に関する事 4 職員の被災状況の把握に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 746 1263 874">財務班</td> <td data-bbox="1263 746 1368 874">財政課</td> <td data-bbox="1368 746 1897 874"> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係費の予算に関する事 2 災害応急対策及び復旧に要する資金の調達に関する事 3 災害対策に必要な食糧、物品、資機材等の調達と調整に関する事 4 災害義援金品の受領及び配布に関する事 5 緊急支払いに関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 874 1263 930">市営住宅班</td> <td data-bbox="1263 874 1368 930">人権推進課</td> <td data-bbox="1368 874 1897 930"> <ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害調査及び災害対策に関する事 2 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 930 1263 986">協力班</td> <td data-bbox="1263 930 1368 986">監査課</td> <td data-bbox="1368 930 1897 986"> <ol style="list-style-type: none"> 1 企画財政部各班への応援協力に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 986 1263 1074">会計班</td> <td data-bbox="1263 986 1368 1074">会計課</td> <td data-bbox="1368 986 1897 1074"> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急支払いの出納に関する事 2 指定金融機関等との連絡調整に関する事 3 災害義援金の一時保管に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	担当課	所掌事務	企画 財政部	広報公聴・ 情報班	企画政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市登録外国人の被災情報に関する事 2 外国人の援護支援に関する事 3 災害情報及び市民支援情報の収集 4 臨時広報及びホームページ、市メールサービスによる情報の発信及び発表に関する事 5 報道機関及びCATVの対応に関する事 6 住民等への情報伝達に関する事 7 災害の記録、写真等の撮影及び保存に関する事 8 庁内及び関係機関との情報インフラ（IT関連）の機能確保に関する事 9 電算システムの災害応急対策及び被害調査に関する事 10 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 11 コミュニティ施設の災害対策、被害状況調査並びに応急復旧に関する事 12 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事 	本部秘書班	人事秘書課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 職員の出勤、退勤、健康管理に関する事 3 議会班と協力し災害視察者及び見舞者の対応に関する事 4 職員の被災状況の把握に関する事 	財務班	財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係費の予算に関する事 2 災害応急対策及び復旧に要する資金の調達に関する事 3 災害対策に必要な食糧、物品、資機材等の調達と調整に関する事 4 災害義援金品の受領及び配布に関する事 5 緊急支払いに関する事 	市営住宅班	人権推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害調査及び災害対策に関する事 2 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 	協力班	監査課	<ol style="list-style-type: none"> 1 企画財政部各班への応援協力に関する事 	会計班	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急支払いの出納に関する事 2 指定金融機関等との連絡調整に関する事 3 災害義援金の一時保管に関する事 	組織の再編
部名	班名	担当課	所掌事務																																																	
企画 財政部	広報公聴班	企画政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市登録外国人の被災情報に関する事 2 外国人の援護支援に関する事 3 災害情報及び市民支援情報の収集 4 臨時広報及びホームページ、市メールサービスによる情報の発信及び発表に関する事 5 報道機関及びCATVの対応に関する事 6 住民等への情報伝達に関する事 7 災害の記録、写真等の撮影及び保存に関する事 8 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 9 コミュニティ施設の災害対策、被害状況調査並びに応急復旧に関する事 10 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事 																																																	
	本部秘書班	人事秘書課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 職員の出勤、退勤、健康管理に関する事 3 議会班と協力し災害視察者及び見舞者の対応に関する事 4 職員の被災状況の把握に関する事 																																																	
	財務班	財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係費の予算に関する事 2 災害応急対策及び復旧に要する資金の調達に関する事 3 災害対策に必要な食糧、物品、資機材等の調達と調整に関する事 4 災害義援金品の受領及び配布に関する事 5 緊急支払いに関する事 																																																	
	情報班	情報課	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁内及び関係機関との情報インフラ（IT関連）の機能確保に関する事 2 電算システムの災害応急対策及び被害調査に関する事 																																																	
	市営住宅班	人権推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害調査及び災害対策に関する事 2 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 																																																	
	協力班	監査課	<ol style="list-style-type: none"> 1 企画財政部各班への応援協力に関する事 																																																	
	会計班	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急支払いの出納に関する事 2 指定金融機関等との連絡調整に関する事 3 災害義援金の一時保管に関する事 																																																	
	部名	班名	担当課	所掌事務																																																
企画 財政部	広報公聴・ 情報班	企画政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市登録外国人の被災情報に関する事 2 外国人の援護支援に関する事 3 災害情報及び市民支援情報の収集 4 臨時広報及びホームページ、市メールサービスによる情報の発信及び発表に関する事 5 報道機関及びCATVの対応に関する事 6 住民等への情報伝達に関する事 7 災害の記録、写真等の撮影及び保存に関する事 8 庁内及び関係機関との情報インフラ（IT関連）の機能確保に関する事 9 電算システムの災害応急対策及び被害調査に関する事 10 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 11 コミュニティ施設の災害対策、被害状況調査並びに応急復旧に関する事 12 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事 																																																	
	本部秘書班	人事秘書課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 職員の出勤、退勤、健康管理に関する事 3 議会班と協力し災害視察者及び見舞者の対応に関する事 4 職員の被災状況の把握に関する事 																																																	
	財務班	財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係費の予算に関する事 2 災害応急対策及び復旧に要する資金の調達に関する事 3 災害対策に必要な食糧、物品、資機材等の調達と調整に関する事 4 災害義援金品の受領及び配布に関する事 5 緊急支払いに関する事 																																																	
	市営住宅班	人権推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害調査及び災害対策に関する事 2 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 																																																	
	協力班	監査課	<ol style="list-style-type: none"> 1 企画財政部各班への応援協力に関する事 																																																	
	会計班	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急支払いの出納に関する事 2 指定金融機関等との連絡調整に関する事 3 災害義援金の一時保管に関する事 																																																	

67

部名	班名	担当課	所掌事務
市民生活部	市民班	市民課	1 被災者の安否問い合わせに関する事 2 安否情報の収集、整理に関する事 3 死亡者の戸籍処理に関する事 4 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事 5 火（埋）葬許可に関する事 6 遺体の収容及び埋火葬に関する事
	避難所支援班	保険医療課	1 避難所の運営支援に関する事 2 避難所における食料の配分、供給に関する事 3 避難所における被服、寝具その他の生活必需品等の配分に関する事 4 避難所における被災者の安否問い合わせに関する事 5 避難所における安否情報の収集、整理に関する事
	医療救護班	健康推進課	1 保健施設の被害調査及び災害対策に関する事 2 医療救護班の編成及び救護所の設置、運営に関する事 3 被災住民、避難住民の衛生管理・指導に関する事 4 市民病院、医師会、医療機関、日本赤十字社愛知県支部との連絡調整に関する事 5 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事
	市民病院班	市民病院	1 入院患者・通院患者等の安全確保、避難に関する事 2 医療救護に関する事 3 医療薬剤、資材の確保に関する事 4 協力医療機関との連絡調整に関する事 5 入院患者の給食に関する事 6 病院の災害対策、被害状況調査及び応急復旧に関する事
	環境衛生班	環境衛生課	1 防疫の実施及び防疫薬品等の供給に関する事 2 災害時における廃棄物及びし尿の処理に関する事 3 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 4 迷い犬猫の保護に関する事 5 死亡犬猫の処理に関する事

第2節 通信運用計画

74

第5 防災相互通信用無線局の活用

平成22年3月末現在

地 区	基 地 局	陸上移動局	備 考
七宝	1 局	42局	466.300MH z 帯
美和	1 局	36局	466.925MH z 帯
甚目寺	1 局	47局	466.825MH z 帯

新（平成 24 年度修正案）

部名	班名	担当課	所掌事務
市民生活部	市民班	市民課	1 被災者の安否問い合わせに関する事 2 安否情報の収集、整理に関する事 3 死亡者の戸籍処理に関する事 4 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事 5 火（埋）葬許可に関する事 6 遺体の収容及び埋火葬に関する事
	避難所支援班	保険医療課	1 避難所の運営支援に関する事 2 避難所における食料の配分、供給に関する事 3 避難所における被服、寝具その他の生活必需品等の配分に関する事
	医療救護班	健康推進課	1 保健施設の被害調査及び災害対策に関する事 2 医療救護班の編成及び救護所の設置、運営に関する事 3 被災住民、避難住民の衛生管理・指導に関する事 4 市民病院、医師会、医療機関、日本赤十字社愛知県支部との連絡調整に関する事 5 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事
	市民病院班	市民病院	1 入院患者・通院患者等の安全確保、避難に関する事 2 医療救護に関する事 3 医療薬剤、資材の確保に関する事 4 協力医療機関との連絡調整に関する事 5 入院患者の給食に関する事 6 病院の災害対策、被害状況調査及び応急復旧に関する事
	環境衛生班	環境衛生課	1 防疫の実施及び防疫薬品等の供給に関する事 2 災害時における廃棄物及びし尿の処理に関する事 3 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 4 迷い犬猫の保護に関する事 5 死亡犬猫の処理に関する事

第2節 通信運用計画

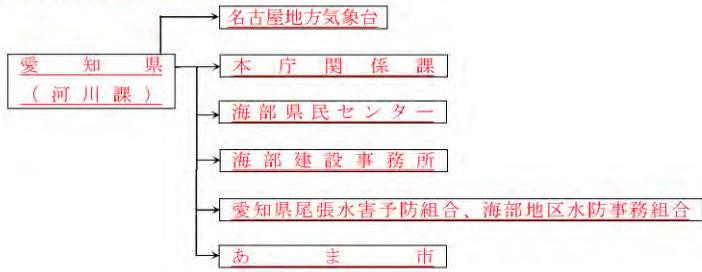
第5 防災相互通信用無線局の活用

平成25年3月末現在

基 地 局	陸上移動局	備 考
1 局	119局	466.925MH z 帯

所掌事務の整理

無線局の統合

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
82	<p>第3節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 災害情報等の収集及び伝達</p> <p>3 気象警報等の伝達系統</p> <p>(3) 水防警報の伝達系統 <u>(追加)</u></p> <p>(4) 水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位）） 知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位））は、次のとおりである。</p>	<p>第3節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 災害情報等の収集及び伝達</p> <p>3 気象警報等の伝達系統</p> <p>(3) 水防警報の伝達系統</p> <p><u>オ 愛知県津波水防警報の伝達系統</u></p>  <pre> graph TD A["愛知県 (河川課)"] --- B["名古屋地方気象台"] A --- C["本庁関係課"] A --- D["海部県民センター"] A --- E["海部建設事務所"] A --- F["愛知県尾張水害予防組合、海部地区水防事務所"] A --- G["あま市"] </pre> <p>(4) 水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位））、<u>はん濫危険水位、はん濫発生</u>） 知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位））、<u>はん濫危険水位、はん濫発生</u>）は、次のとおりである。</p>	<p>県計画との整合</p>
89	<p>第3 被害情報</p> <p>2 県等への被害状況の報告</p> <p>(1) 市の措置 <u>(追加)</u></p> <p>市は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号）（以下、「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式第 3 号により、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、</p>	<p>第3 被害情報</p> <p>2 県等への被害状況の報告</p> <p>(1) 市の措置</p> <p><u>搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行なっていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</u></p> <p>市は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号）（以下、「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式第 3 号により、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、</p>	<p>県計画との整合</p>

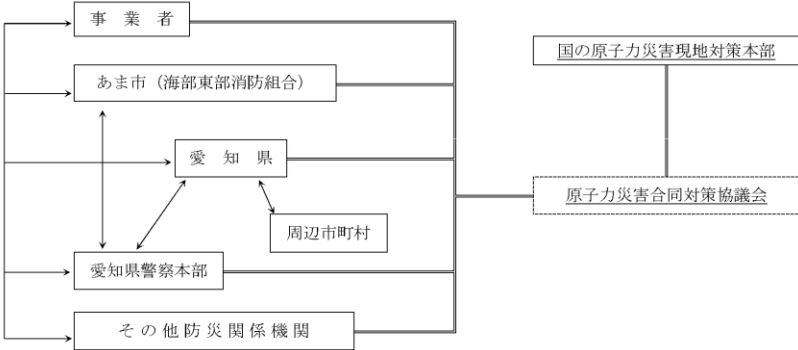
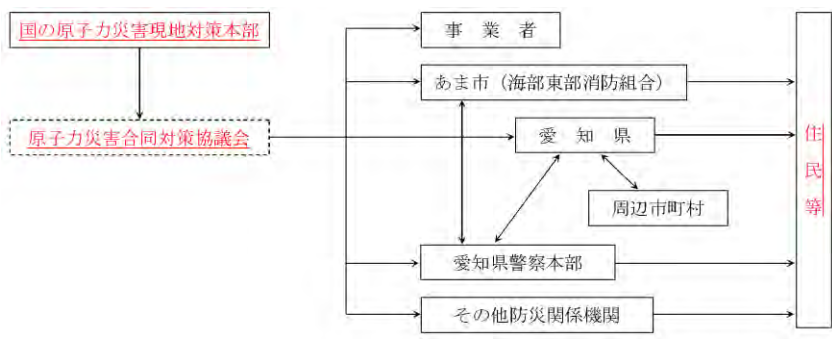
頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
	<p>県にも報告を行うことに留意する。）</p> <p>また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。</p> <p>なお、確定報告にあつては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。</p> <p>おって、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</p>	<p>県にも報告を行うことに留意する。）</p> <p>また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。</p> <p>なお、確定報告にあつては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。</p> <p>おって、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</p>	
93	<p>第 4 節 災害広報計画</p> <p>第 2 節 広報活動</p> <p>1 広報担当者</p> <p>災害広報は、企画財政部広報公聴班が担当する。</p> <p>3 広報内容</p> <p>広報は、災害状況に応じて適宜適切に実施するものとする。広報すべき内容は、概ね次のとおりである。</p> <p>なお、広報を実施するに際しては、高齢者、視聴覚障害者、外国人など災害時要援護者に配慮するものとする。</p>	<p>第 4 節 災害広報計画</p> <p>第 2 節 広報活動</p> <p>1 広報担当者</p> <p>災害広報は、企画財政部広報公聴・<u>情報</u>班が担当する。</p> <p>3 広報内容</p> <p>広報は、災害状況に応じて適宜適切に実施するものとする。広報すべき内容は、概ね次のとおりである。</p> <p>なお、広報を実施するに際しては、高齢者、視聴覚障<u>が</u>い者、外国人など災害時要援護者に配慮するものとする。</p>	組織の再編
97	<p>第 6 節 避難計画</p> <p>第 2 節 避難のための準備情報・勧告・指示</p> <p>(2) 知事若しくは知事の命を受けた職員又は水防管理者（水防法による場合）</p> <p>洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、立ち退くことを指示する。立ち退きを指示した場合、その旨を津島警察署長に通知する。</p>	<p>第 6 節 避難計画</p> <p>第 2 節 避難のための準備情報・勧告・指示</p> <p>(2) 知事若しくは知事の命を受けた職員又は水防管理者（水防法による場合）</p> <p>洪水、<u>津波</u>により著しく危険が切迫していると認められるときは、立ち退くことを指示する。立ち退きを指示した場合、その旨を津島警察署長に通知する。</p>	県計画との整合
99	<p>第 3 節 避難誘導及び移送</p> <p>3 避難の順位</p> <p>避難の順位は、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の災害時要援護者を優先する。</p>	<p>第 3 節 避難誘導及び移送</p> <p>3 避難の順位</p> <p>避難の順位は、高齢者、障<u>が</u>い者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の災害時要援護者を優先する。</p>	名称の整理

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
100	<p>第 4 避難所の開設・運営</p> <p>市は、災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し保護するため避難所を開設する。避難所を開設するに当たっては、高齢者、障害者、傷病者、乳幼児等に配慮して収容保護するものとする。さらに、災害時要援護者に配慮して民間施設等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</p> <p>なお、避難所が危険で不適当となった場合は、別の避難所へ移送する。</p> <p>3 避難所の運営</p>	<p>第 4 避難所の開設・運営</p> <p>市は、災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し保護するため避難所を開設する。避難所を開設するに当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児等に配慮して収容保護するものとする。さらに、災害時要援護者に配慮して民間施設等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</p> <p>なお、避難所が危険で不適当となった場合は、別の避難所へ移送する。</p> <p>3 避難所の運営</p>	名称の整理
101	<p>(3) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、<u>男女のニーズの違いや避難者のプライバシーに配慮すること。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(4) 避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。</p> <p>(5) 避難所に災害時要援護者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p>なお、必要に応じて、福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。</p> <p>(6) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとること。</p> <p>(7) 災害が収まって、家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった在宅被災者に対して、避難所において生活支援を行うこと。</p> <p>(8) 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。</p> <p>(9) 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。</p> <p>(10) 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p>	<p>(3) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーに配慮すること。</p> <p><u>(4) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</u></p> <p>(5) 避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。</p> <p>(6) 避難所に災害時要援護者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p>なお、必要に応じて、福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。</p> <p>(7) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとること。</p> <p>(8) 災害が収まって、家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった在宅被災者に対して、避難所において生活支援を行うこと。</p> <p>(9) 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。</p> <p>(10) 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。</p> <p>(11) 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
102	<p>6 災害救助法による実施基準</p> <p>(3) 避難所開設の費用</p> <p>避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、災害救助法施行細則別表第1に定める額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを收容する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、高齢者等への当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p>	<p>6 災害救助法による実施基準</p> <p>(3) 避難所開設の費用</p> <p>避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、災害救助法施行細則別表第1に定める額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを收容する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、高齢者等への当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p>	名称の整理
109	<p>第10節 生活必需品の給貸与計画</p> <p>第1 方針</p> <p>災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して生活必需品を給与又は貸与する。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第10節 生活必需品の給貸与計画</p> <p>第1 方針</p> <p>災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して生活必需品を給与又は貸与する。<u>被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</u></p>	県計画との整合
122	<p>第16節 応急住宅計画</p> <p>第1 方針</p> <p>災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合には、被災者を收容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等について自力で応急修理ができない者に対しては、日常生活の可能な程度の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。</p> <p>なお、応急仮設住宅や公営賃貸住宅等への入居対象者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮する。</p>	<p>第16節 応急住宅計画</p> <p>第1 方針</p> <p>災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合には、被災者を收容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等について自力で応急修理ができない者に対しては、日常生活の可能な程度の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。</p> <p>なお、応急仮設住宅や公営賃貸住宅等への入居対象者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮する。</p>	名称の整理
123	<p>3 入居者の選定</p> <p>エ 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障害者</p>	<p>3 入居者の選定</p> <p>エ 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者</p>	名称の整理

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
123	<p>5 管理及び処分</p> <p>(1) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建物であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第 19 節 道路交通対策計画</p> <p>第 1 交通対策</p> <p>2 実施内容</p>	<p>5 管理<u>運営</u>及び処分</p> <p>(1) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建物であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。<u>その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。</u></p> <p>第 19 節 道路交通対策計画</p> <p>第 1 交通対策</p> <p>2 実施内容</p>	<p>県計画との整合</p>
132	<p>(4) 路上放置車両等に対する措置</p> <p>イ 警察官の措置</p> <p>(エ) また、警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。</p> <p>ウ 自衛官及び消防職員の措置</p> <p>派遣を命じられた自衛官及び消防職員は、警察官がその場にいらない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同法第 76 条の 3 の規定により措置することができる。</p> <p>自衛官及び消防職員が同法第 76 条の 3 の規定による措置をした場合には、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を津島警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p> <p>第 21 節 電力・ガス・水道の供給計画</p> <p>第 4 都市ガス</p> <p>3 応援協力関係</p>	<p>(4) 路上放置車両等に対する措置</p> <p>イ 警察官の措置</p> <p>(エ) また、警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、<u>一般</u>社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。</p> <p>ウ 自衛官及び消防職員の措置</p> <p>派遣を命じられた自衛官及び消防職員は、警察官がその場にいらない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同法第 76 条の 3 の規定により<u>災害時における交通規制等の措置を行うことができる。</u></p> <p>自衛官及び消防職員が同法第 76 条の 3 の規定による措置をした場合には、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を津島警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p> <p>第 21 節 電力・ガス・水道の供給計画</p> <p>第 4 都市ガス</p> <p>3 応援協力関係</p>	<p>名称の整理</p> <p>県計画との整合</p>
139	<p>(1) ガス事業者は、自社のみでは早期復旧が困難な場合、日本ガス協会を通じて他のガス事業者の応援を要請し、原料、資機材の確保については中部経済産業局へ応援を要請する。</p>	<p>(1) ガス事業者は、自社のみでは早期復旧が困難な場合、<u>一般社団法人</u>日本ガス協会を通じて他のガス事業者の応援を要請し、原料、資機材の確保については中部経済産業局へ応援を要請する。</p>	<p>名称の整理</p>

頁	旧 (平成 23 年度)	新 (平成 24 年度修正案)	修正の理由
150	<p>第26節 航空機事故による災害対策計画</p> <p>第3 情報の伝達系統</p> <p>1 民間航空機の場合</p>	<p>第26節 航空機事故による災害対策計画</p> <p>第3 情報の伝達系統</p> <p>1 民間航空機の場合</p>	県計画との整合
151	<p>2 自衛隊機の場合</p>	<p>2 自衛隊機の場合</p>	県計画との整合

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
157	<p>第 2 8 節 放射性物質及び原子力災害応急対策計画</p> <p>第 3 実施内容</p> <p>1 市の措置</p> <p>(5) 緊急事態応急対策</p> <p>イ 情報の収集・伝達系統図</p>  <p>第 3 2 節 ボランティアの受入れ計画</p> <p>第 4 予想されるボランティア団体等</p> <p>1 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知県連盟、社団法人ガールスカウト日本連盟愛知県支部、愛知県青年団協議会、財団法人愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード（協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会）、財団法人名古屋キリスト教青年会、財団法人名古屋キリスト教女子青年会、社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人NPO愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会</p>	<p>第 2 8 節 放射性物質及び原子力災害応急対策計画</p> <p>第 3 実施内容</p> <p>1 市の措置</p> <p>(5) 緊急事態応急対策</p> <p>イ 情報の収集・伝達系統図</p>  <p>第 3 2 節 ボランティアの受入れ計画</p> <p>第 4 予想されるボランティア団体等</p> <p>1 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知県連盟、<u>一般</u>社団法人ガールスカウト愛知県<u>連盟</u>、愛知県青年団協議会、財団法人愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード（協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会）、財団法人名古屋キリスト教青年会、財団法人名古屋キリスト教女子青年会、<u>一般</u>社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人NPO愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会</p>	<p>県計画との整合</p>
162	<p>第 4 予想されるボランティア団体等</p> <p>1 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知県連盟、社団法人ガールスカウト日本連盟愛知県支部、愛知県青年団協議会、財団法人愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード（協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会）、財団法人名古屋キリスト教青年会、財団法人名古屋キリスト教女子青年会、社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人NPO愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会</p>	<p>第 4 予想されるボランティア団体等</p> <p>1 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知県連盟、<u>一般</u>社団法人ガールスカウト愛知県<u>連盟</u>、愛知県青年団協議会、財団法人愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード（協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会）、財団法人名古屋キリスト教青年会、財団法人名古屋キリスト教女子青年会、<u>一般</u>社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人NPO愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会</p>	<p>名称の整理</p>

風水害等対策計画編

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由																		
182	<p>第 4 章 災害復旧計画</p> <p>第 3 節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</p> <p>（追加）</p> <p>第 1 農林漁業災害資金</p> <p>1 天災資金</p> <p>2 株式会社日本政策金融公庫資金</p> <p>第 2 中小企業復興資金</p> <p>第 3 住宅復興資金</p> <p>第 4 更生資金</p> <p>1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付</p> <p>（災害障害見舞金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>金 額</th> <th>費用負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合</td> <td>250万円以内</td> <td>国 2 / 4、県 1 / 4、市 1 / 4</td> </tr> <tr> <td>精神又は身体に著しい障害を受けた者がその他の場合</td> <td>125万円以内</td> <td>同 上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 被災者生活再建支援金</p> <p>3 生活福祉資金</p> <p>4 災害見舞金の支給</p> <p>第 5 激甚災害特別貸付金</p>	対 象	金 額	費用負担	精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合	250万円以内	国 2 / 4、県 1 / 4、市 1 / 4	精神又は身体に著しい障害を受けた者がその他の場合	125万円以内	同 上	<p>第 4 章 災害復旧計画</p> <p>第 3 節 民生安定のための緊急措置</p> <p><u>災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、市は災害救助法の適用を申請し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに、関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。</u></p> <p><u>被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となるり災証明について、早期に被災者に交付するものとする。</u></p> <p><u>暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。</u></p> <p>第 1 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</p> <p>1 農林漁業災害資金</p> <p><u>(1)</u> 天災資金</p> <p><u>(2)</u> 株式会社日本政策金融公庫資金</p> <p>2 中小企業復興資金</p> <p>3 住宅復興資金</p> <p>4 更生資金</p> <p><u>(1)</u> 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付</p> <p>（災害障害見舞金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>金 額</th> <th>費用負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神又は身体に著しい障が<u>い</u>を受けた者が生計維持者の場合</td> <td>250万円以内</td> <td>国 2 / 4、県 1 / 4、市 1 / 4</td> </tr> <tr> <td>精神又は身体に著しい障が<u>い</u>を受けた者がその他の場合</td> <td>125万円以内</td> <td>同 上</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2)</u> 被災者生活再建支援金</p> <p><u>(3)</u> 生活福祉資金</p> <p><u>(4)</u> 災害見舞金の支給</p> <p><u>5</u> 激甚災害特別貸付金</p>	対 象	金 額	費用負担	精神又は身体に著しい障が <u>い</u> を受けた者が生計維持者の場合	250万円以内	国 2 / 4、県 1 / 4、市 1 / 4	精神又は身体に著しい障が <u>い</u> を受けた者がその他の場合	125万円以内	同 上	<p>県計画との整合</p> <p>名称の整理</p> <p>県計画との整合</p>
対 象	金 額	費用負担																			
精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合	250万円以内	国 2 / 4、県 1 / 4、市 1 / 4																			
精神又は身体に著しい障害を受けた者がその他の場合	125万円以内	同 上																			
対 象	金 額	費用負担																			
精神又は身体に著しい障が <u>い</u> を受けた者が生計維持者の場合	250万円以内	国 2 / 4、県 1 / 4、市 1 / 4																			
精神又は身体に著しい障が <u>い</u> を受けた者がその他の場合	125万円以内	同 上																			
183																					

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
183	(追加)	<p>第2 住宅等対策</p> <p>1 災害公営住宅の建設 <u>自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。</u></p> <p>2 被災住宅等の復旧相談 <u>被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。</u></p>	県計画との整合
184		<p>第3 暴力団等への対策</p> <p>1 復旧・復興事業からの暴力団排除 <u>復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。</u></p> <p>2 公の施設からの暴力団排除 <u>被災者支援施策として県及び市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。</u></p>	県計画との整合

地震災害対策計画編

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
190	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 2 節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定地方行政機関</p> <p>(2) 中部地方整備局</p> <p>ウ 初動対応</p> <p><u>大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</u></p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 2 節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定地方行政機関</p> <p>(2) 中部地方整備局</p> <p>ウ 初動対応</p> <p><u>情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地 方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早 期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
191	<p>(3) 東海財務局</p> <p>オ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(3) 東海財務局</p> <p>オ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する<u>一方、被災者等からの金融相談ニーズに対応する金融相談窓口を設置する。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
192	<p>(8) 中部運輸局</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(8) 中部運輸局</p> <p><u>キ 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
193	<p>7 指定公共機関</p> <p>(6) 日本赤十字社愛知県支部</p> <p>エ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット、お見舞い品セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。</p> <p>なお、配分にあたっては、地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p>	<p>7 指定公共機関</p> <p>(6) 日本赤十字社愛知県支部</p> <p>エ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。</p> <p>なお、配分にあたっては、地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p>	<p>県計画との整合</p>
194	<p>(11) 独立行政法人国立病院機構</p> <p>ア 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療及び助産にあたらせる。</p> <p>イ 所管する国立病院機構の病院をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療にあたらせる。</p> <p>ウ ア、イの活動について、必要と認める場合には、東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援にあたらせる。</p>	<p>(11) 独立行政法人国立病院機構</p> <p><u>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。</u></p>	<p>県計画との整合</p>

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
201	<p>第 4 節 予想される地震災害</p> <p>第 2 東海地震・東南海地震等の被害予測結果</p> <p>1 被害予測調査の概要</p> <p>(1) 目的</p> <p>平成 13 年度に国の中央防災会議において東海地震の震源域が見直され、平成 14 年 4 月には東海地震に係る地震防災対策強化地域が、愛知県内においては従来の新城市 1 市から名古屋市を含む 51 市町村（平成 23 年 4 月 1 日現在）に拡大して指定された。また、平成 13 年 9 月、国の地震調査研究推進本部は、東南海地震の今後 30 年以内の発生確率が 50 パーセント程度と公表した。</p> <p>また、平成 15 年 12 月には「東南海、南海地震等に関する調査会」は、本市を含む 1 都 2 府 18 県 652 市町村を「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定した。</p> <p>こうした動きの中で、愛知県は、活断層調査等により得られた地下構造や地盤構造についての新しいデータなどを活用して、平成 14 年度及び平成 15 年度の 2 年間をかけて「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査」を実施した。</p> <p>平成 14 年度においては、自然条件の調査、自然現象の予測、社会条件の調査及び被害の予測を行った。</p>	<p>第 4 節 予想される地震災害</p> <p>第 2 東海地震・東南海地震等の被害予測結果</p> <p>1 被害予測調査の概要</p> <p>(1) 目的</p> <p>平成 13 年度に国の中央防災会議において東海地震の震源域が見直され、平成 14 年 4 月には東海地震に係る地震防災対策強化地域が、愛知県内においては従来の新城市 1 市から名古屋市を含む 39 市町村（平成 24 年 1 月 4 日現在）に拡大して指定された。また、平成 13 年 9 月、国の地震調査研究推進本部は、東南海地震の今後 30 年以内の発生確率が 50 パーセント程度と公表した。</p> <p>また、平成 15 年 12 月には「東南海、南海地震等に関する調査会」は、本市を含む 1 都 2 府 18 県 652 市町村を「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定した。</p> <p>こうした動きの中で、愛知県は、活断層調査等により得られた地下構造や地盤構造についての新しいデータなどを活用して、平成 14 年度及び平成 15 年度の 2 年間をかけて「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査」を実施した。</p> <p>平成 14 年度においては、自然条件の調査、自然現象の予測、社会条件の調査及び被害の予測を行った。</p>	<p>県計画との整合</p>

地震災害対策計画編

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
207	<p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 1 節 防災協働社会の形成推進</p> <p>第 2 対策</p> <p>2 災害被害の軽減に向けた取組み</p> <p>市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。</p> <p>さらに、市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うため業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 1 節 防災協働社会の形成推進</p> <p>第 2 対策</p> <p>2 災害被害の軽減に向けた取組み</p> <p>市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。</p> <p>さらに、市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うため業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</p> <p><u>また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
217	<p>第 6 節 建築物耐震推進計画</p> <p>第 3 一般建築物の耐震性の向上促進</p> <p>4 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進</p> <p>鉄筋コンクリート造等の建築物は、一般的に極めて耐震性に富んだものとされてきたが、最近の震害に見られるように必ずしも安全とはいえないものが少なくないことが知られるに至っている。昭和 56 年に構造基準を強化する建築基準法施行令の一部改正が行われたが、既設建築物の中には耐震性に問題のある建築物もあるので、<u>広報紙等に（財）愛知県建築住宅センター等の耐震診断を案内するなど、必要に応じ耐震診断及び耐震改修の実施を呼びかけるなど、普及・啓発に努める。</u></p>	<p>第 6 節 建築物耐震推進計画</p> <p>第 3 一般建築物の耐震性の向上促進</p> <p>4 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進</p> <p>鉄筋コンクリート造等の建築物は、一般的に極めて耐震性に富んだものとされてきたが、最近の震害に見られるように必ずしも安全とはいえないものが少なくないことが知られるに至っている。昭和 56 年に構造基準を強化する建築基準法施行令の一部改正が行われたが、既設建築物の中には耐震性に問題のある建築物もあるので、<u>広報紙等で一般建築物所有者に対し、必要に応じ耐震診断及び耐震改修の実施を呼びかけるなど、普及・啓発に努める。</u></p>	<p>県計画との整合</p>

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
218	<p>第 7 節 危険物施設防災計画</p> <p>第 2 危険物施設の所有者等の措置</p> <p>2 大規模タンクの耐震性の強化</p> <p>容量 1,000k1 以上の特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。</p>	<p>第 7 節 危険物施設防災計画</p> <p>第 2 危険物施設の所有者等の措置</p> <p>2 大規模タンクの耐震性の強化</p> <p>容量 1,000k1 以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量 500k1 以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。</p>	<p>県計画との整合</p>
221	<p>第 1 1 節 災害時要援護者の安全対策計画</p> <p>第 1 方針</p> <p>災害発生時には、災害時要援護者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び災害時要援護者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から災害時要援護者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。</p> <p>特に、市にあつては、災害時要援護者についての平常時からの所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導体制の整備等に当たっては、「災害時要援護者支援計画」（仮称）に沿って、整備に努めるものとする。</p> <p>また、市及び施設管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成 6 年愛知県条例第 33 号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、災害時要援護者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。</p>	<p>第 1 1 節 災害時要援護者の安全対策計画</p> <p>第 1 方針</p> <p>災害発生時には、災害時要援護者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び災害時要援護者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から災害時要援護者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。</p> <p>特に、市にあつては、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図るものとする。その際には、あま市災害時要援護者避難支援計画を活用するものとする。</p> <p>また、市及び施設管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成 6 年愛知県条例第 33 号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、災害時要援護者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。</p>	<p>県計画との整合</p>
221	<p>第 3 在宅者対策</p> <p>2 緊急通報システム等の整備</p> <p>市は、「あま市緊急連絡通報システム設置事業実施要綱」（平成 22 年告示第 63 号）に基づき、在宅のひとり暮らし老人及び身体障害者等を対象に緊急通報用機器等を貸与している。今後とも災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</p>	<p>第 3 在宅者対策</p> <p>2 緊急通報システム等の整備</p> <p>市は、「あま市緊急連絡通報システム設置事業実施要綱」（平成 22 年告示第 63 号）に基づき、在宅のひとり暮らし老人及び身体障がい者等を対象に緊急通報用機器等を貸与している。今後とも災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</p>	<p>名称の整理</p>

頁	旧（平成 23 度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
226	<p>第 1 4 節 企業防災の促進計画</p> <p>第 2 対策</p> <p>1 企業の取組</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p>	<p>第 1 4 節 企業防災の促進計画</p> <p>第 2 対策</p> <p>1 企業の取組</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p>	県計画との整合
229	<p>第 1 5 節 避難対策計画</p> <p>第 3 避難所の整備</p> <p>1 避難所の選定</p> <p>市は、あらかじめ避難所を指定しているが、施設の老朽化、また人口動態の変化等を勘案し、また地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等収容施設の整備を図る。</p> <p>指定に際しては、住民に身近な施設であることのほか、二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること、主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること、環境衛生上問題のないことなどを検討しておくものとする。</p> <p>また、必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要援護高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。</p> <p>なお、指定に当たっては、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。</p> <p>また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録する。</p>	<p>第 1 5 節 避難対策計画</p> <p>第 3 避難所の整備</p> <p>1 避難所の選定</p> <p>市は、あらかじめ避難所を指定しているが、施設の老朽化、また人口動態の変化等を勘案し、また地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等収容施設の整備を図る。</p> <p>指定に際しては、住民に身近な施設であることのほか、二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること、主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること、環境衛生上問題のないことなどを検討しておくものとする。</p> <p>また、必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要援護高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。</p> <p>なお、指定に当たっては、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。</p> <p>また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録する。</p>	名称の整理

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
229	<p>3 避難所に備えるべき設備</p> <p>避難所にテント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等の備え付け、利用できるよう整備しておくよう努める。</p>	<p>3 避難所に備えるべき設備</p> <p>避難所にテント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、<u>空調、洋式トイレなど</u>災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等の備え付け、利用できるよう整備しておくよう努める。</p>	県計画との整合
232	<p>第 1 6 節 防災業務施設・設備等の整備計画</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第 2 浸水対策用資機材の整備強化</p> <p>第 3 防災拠点施設の屋上番号表示</p> <p>第 1 8 節 防災訓練及び防災意識の向上計画</p> <p>第 1 方針</p>	<p>第 1 6 節 防災業務施設・設備等の整備計画</p> <p>第 2 防災中枢機能の充実</p> <p><u>保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</u></p> <p>第 3 浸水対策用資機材の整備強化</p> <p>第 4 防災拠点施設の屋上番号表示</p> <p>第 1 8 節 防災訓練及び防災意識の向上計画</p> <p>第 1 方針</p>	県計画との整合
233	<p>地震災害を最小限に食い止めるには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民の一人ひとりが日頃から地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は、防災訓練、教育、広報、住民相談等を通じて防災意識の向上を図る。なお、その際には高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>特に、東海地震については、地震予知から短い時間を有効に活用して地震防災応急対策を実施するため、また誤情報・混乱を防止するため、防災担当者はもとより住民が正しい知識を持っていることが不可欠であり、広報・教育がとりわけ重要である。</p>	<p>地震災害を最小限に食い止めるには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民の一人ひとりが日頃から地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は、防災訓練、教育、広報、住民相談等を通じて防災意識の向上を図る。なお、その際には高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p><u>訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、過去の災害を教訓としたより実践的なものとする。</u></p> <p>特に、東海地震については、地震予知から短い時間を有効に活用して地震防災応急対策を実施するため、また誤情報・混乱を防止するため、防災担当者はもとより住民が正しい知識を持っていることが不可欠であり、広報・教育がとりわけ重要である。</p>	名称の整理及び県計画との整合
234	<p>7 訓練の検証</p> <p>市は、<u>訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるものとする</u></p>	<p>7 訓練の検証</p> <p>市は、<u>訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。</u></p>	県計画との整合

地震災害対策計画編

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
247	<p>第 3 章 東海地震に関する事前対策計画</p> <p>第 5 節 発災に備えた直前対策</p> <p>第 2 避難等対策</p> <p>1 市が行う避難対策</p> <p>(4) 避難地で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、高齢者、障害者、疾病者、乳幼児等災害時要援護者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できる。</p> <p>(5) 市は、あらかじめ自主防災会単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等、避難にあたり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行う。</p> <p>なお、避難に当たり、他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち市が管理する施設については、収容者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>また、外国人に対する情報伝達においては、外国語、簡単な日本語による伝達ができるように配慮する。</p>	<p>第 3 章 東海地震に関する事前対策計画</p> <p>第 5 節 発災に備えた直前対策</p> <p>第 2 避難等対策</p> <p>1 市が行う避難対策</p> <p>(4) 避難地で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、高齢者、障がい者、疾病者、乳幼児等災害時要援護者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できる。</p> <p>(5) 市は、あらかじめ自主防災会単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等、避難にあたり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行う。</p> <p>なお、避難に当たり、他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち市が管理する施設については、収容者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>また、外国人に対する情報伝達においては、外国語、簡単な日本語による伝達ができるように配慮する。</p>	名称の整理
251	<p>第 5 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>5 放送</p> <p>日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。</p> <p>また、東海地震に関連する情報等の放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。</p> <p>なお、放送にあつては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。</p>	<p>第 5 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>5 放送</p> <p>日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。</p> <p>また、東海地震に関連する情報等の放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。</p> <p>なお、放送にあつては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めることとする。</p>	名称の整理
253	<p>第 8 郵政事業対策</p> <p>1 郵便事業株式会社における措置</p> <p>(1) 強化地域内の支店の措置</p> <p>エ 地方公共団体との防災に関する協定に基づき、支店が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。</p>	<p>第 8 郵政事業対策</p> <p>1 郵便事業株式会社における措置</p> <p>(1) 強化地域内の支店の措置</p> <p>エ 地方公共団体との防災に関する協定に基づき、支店が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。</p>	名称の整理

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
253	<p>2 郵便事業株式会社における措置</p> <p>（1） 強化地域内の郵便局の措置</p> <p>エ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的非難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。</p>	<p>2 郵便事業株式会社における措置</p> <p>（1） 強化地域内の郵便局の措置</p> <p>エ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。</p>	<p>名称の整理</p>

地震災害対策計画編

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
272	<p>第 4 章 災害応急対策計画</p> <p>第 4 節 災害広報計画</p> <p>第 2 広報活動</p> <p>1 広報担当者 住民への災害広報は、企画財政部広報公聴班が担当する。</p> <p>3 広報内容 広報すべき内容は、概ね次のとおりである。 なお、広報を実施するに際しては、高齢者、視聴覚障害者、外国人など災害時要援護者に配慮するものとする。</p>	<p>第 4 章 災害応急対策計画</p> <p>第 4 節 災害広報計画</p> <p>第 2 広報活動</p> <p>1 広報担当者 住民への災害広報は、企画財政部広報公聴・情報班が担当する。</p> <p>3 広報内容 広報すべき内容は、概ね次のとおりである。 なお、広報を実施するに際しては、高齢者、視聴覚障がい者、外国人など災害時要援護者に配慮するものとする。</p>	<p>組織の再編</p> <p>名称の整理</p>
273	<p>第 6 節 消防活動計画</p> <p>第 2 対策</p> <p>大地震による同時多発の火災から人命を保護するため、市及び海部東部消防組合消防本部は、発災時において住民、事業所等に対し、出火防止と初期消火の徹底をあらゆる手段をもって呼びかけるとともに、あま市連合消防団を含め、その全機能をあげて避難の安全確保及び延焼拡大防止を行うものであるが、特に、住民に与える影響の重要度合い等を考慮し、災害事象に対応した防御活動を展開し、大震火災から住民の生命、身体及び財産を保護する。 なお、激甚な大規模災害が発生した場合、地域によっては早期に消防力が投入できないことも考えられるため、地域住民が容易に使用できる消火、救急救助資機材等の整備を検討する。</p>	<p>第 6 節 消防活動計画</p> <p>第 2 対策</p> <p>大地震による同時多発の火災から人命を保護するため、市及び海部東部消防組合消防本部は、発災時において住民、事業所等に対し、出火防止と初期消火の徹底をあらゆる手段をもって呼びかけるとともに、あま市消防団を含め、その全機能をあげて避難の安全確保及び延焼拡大防止を行うものであるが、特に、住民に与える影響の重要度合い等を考慮し、災害事象に対応した防御活動を展開し、大震火災から住民の生命、身体及び財産を保護する。 なお、激甚な大規模災害が発生した場合、地域によっては早期に消防力が投入できないことも考えられるため、地域住民が容易に使用できる消火、救急救助資機材等の整備を検討する。</p>	<p>名称の整理</p>

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
288	<p>第 2 3 節 道路交通対策計画</p> <p>第 2 自動車運転者に対する指導</p> <p>大地震が発生した場合においては、次の「運転者がとるべき措置」について指導を徹底する。</p> <p>1 大震災が発生したとき</p> <p>(1) 車両を運転中に大震災が発生したとき。</p> <p>ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。</p> <p>イ 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。</p> <p>ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</p> <p>駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p> <p>(2) 避難のために車を使用しないこと。</p> <p>2 災対法に基づく交通規制が行われたとき</p> <p>災対法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</p> <p>(追加)</p>	<p>第 2 3 節 道路交通対策計画</p> <p>第 2 自動車運転者の措置</p> <p><u>1 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。</u></p> <p><u>(1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。</u></p> <p><u>(2) 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。</u></p> <p><u>(3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</u></p> <p>駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p> <p>2 災対法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</p> <p>第 3 緊急通行車両の確認等</p> <p><u>1 緊急通行車両の確認</u></p> <p><u>県公安委員会が災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両の確認を行う。</u></p> <p><u>2 緊急通行車両の届出</u></p> <p><u>緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</u></p> <p><u>3 緊急通行車両の標章及び証明書の交付</u></p> <p><u>緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</u></p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
288	<p>第 3 相互協力</p>	<p>第 4 相互協力</p>	<p>県計画との整合</p>
289	<p>第 4 信号機の滅灯対策</p> <p>信号機が停電等により滅灯した場合は、信号機電源付加、可搬式信号機等を活用するなどの滅灯対策を実施し、災害時における交通の安全を確保する。</p>	<p>第 5 信号機の滅灯対策</p> <p>信号機が停電等により滅灯した場合は、信号機電源付加装置、可搬式信号機等を活用するなどの滅灯対策を実施し、災害時における交通の安全を確保する。</p>	
	<p>第 5 交通情報の提供</p>	<p>第 6 交通情報の提供</p>	
	<p>第 2 7 節 都市ガス施設対策計画</p>	<p>第 2 7 節 都市ガス施設対策計画</p>	
	<p>第 3 大規模災害が発生した場合の対策</p>	<p>第 3 大規模災害が発生した場合の対策</p>	
293	<p>4 応援要請</p> <p>被害の程度に応じて、社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。</p>	<p>4 応援要請</p> <p>被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。</p>	<p>名称の整理</p>
	<p>第 4 激甚な大規模災害が発生した場合の対策</p>	<p>第 4 激甚な大規模災害が発生した場合の対策</p>	
294	<p>2 救援隊の受入れ</p> <p>社団法人日本ガス協会に対し、速やかに全国規模での救援隊派遣を要請する。</p>	<p>2 救援隊の受入れ</p> <p>一般社団法人日本ガス協会に対し、速やかに全国規模での救援隊派遣を要請する。</p>	<p>名称の整理</p>

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
301	<p>第 5 章 災害復旧計画</p> <p>第 3 節 <u>災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</u></p> <p>風水害等災害対策計画編第 4 章第 3 節「<u>災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</u>」に定めるところによる。</p> <p>第 4 節 <u>震災復興都市計画の決定手続き</u></p> <p>第 1 <u>震災復興都市計画の基本方針</u></p> <p><u>大地震により大規模に被災した地区で、緊急かつ円満に都市を復興するための震災復興都市計画は、県及び市との緊密な連携のもとに「緊急復興都市計画整備地区」の指定を行い、その指定の後、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づき、手続きを実施する。</u></p> <p>第 2 <u>緊急復興都市計画整備地区について</u></p> <p>1 指定手順</p> <p>緊急復興都市計画整備地区の指定は次の手順により行う。</p> <p>(1) <u>県及び市が連携し、市街地の被害状況を把握する。</u></p> <p>(2) <u>被災状況を踏まえ、被災後 10 日を目途に緊急復興都市計画整備地区の案を、原則として市が作成し、県都市計画課（または建設事務所都市計画担当課）に提出する。</u></p> <p>(3) <u>県は、都市計画関係各課で構成する「県復興都市計画連絡会」を組織し、市から提案された案について調整を行い、関係法令等に適合するものについては、緊急復興都市計画整備地区として指定し、市に通知する。</u></p> <p>2 指定基準</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第 5 章 災害復旧計画</p> <p>第 3 節 <u>民生安定のための緊急処置</u></p> <p>風水害等災害対策計画編第 4 章第 3 節「<u>民生安定のための緊急処置</u>」に定めるところによる。</p> <p>第 4 節 <u>震災復興都市計画の決定手続き</u></p> <p>第 1 <u>震災復興都市計画の基本方針</u></p> <p><u>県及び市は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）</u></p> <p>第 2 <u>第一次建築制限</u></p> <p>1 指定手順</p> <p>緊急復興都市計画整備地区の指定は次の手順により行う。</p> <p>(1) <u>市街地の被害状況を把握する。</u></p> <p>(2) <u>被災状況を踏まえ、建築基準法第 84 条の区域の案を作成し、発災後 10 日以内に、県(建築指導課)に申出を行う。</u></p> <p>(3) <u>市は、発災後 14 日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。</u></p> <p>2 指定基準</p> <p><u>市街地に災害のあった場合において、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要と認めるときは、愛知県知事は、建築基準法第 84 条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。）を定める。</u></p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>

頁	旧（平成 23 年度）	新（平成 24 年度修正案）	修正の理由
302	<p>第3 建築基準法第84条（被災市街地における建築制限）の指定について</p> <p>市街地に災害のあった場合において、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要と認めるときは、愛知県知事は、原則として「緊急復興都市計画整備地区」を建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において期間を延長することができる。）に定める。</p> <p>第4 被災市街地復興推進地域の都市計画決定について</p> <p>建築基準法第84条の区域指定の後、市が都市計画に、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域を定めるものとする。</p> <p>復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。</p> <p>第5 復興都市計画事業の都市計画決定について</p> <p>市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6ヶ月を目途）に行うこととする。</p>	<p>第3 第二次建築制限</p> <p>1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表</p> <p>市は、基本方針を踏まえた上で被災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。</p> <p>基本計画（骨子案）は、被災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。</p> <p>2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定</p> <p>建築基準法第84条の区域指定の後、市が都市計画に、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域を定めるものとする。</p> <p>復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。</p> <p>第4 復興都市計画事業の都市計画決定</p> <p>1 都市復興基本計画の策定と公表</p> <p>県及び市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。</p> <p>市町村は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。</p> <p>策定に当たっては、復興に関する市町村基本方針、都市計画マスタープラン、総合計画等を踏まえるものとする。</p> <p>2 復興都市計画事業の都市計画決定</p> <p>市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6ヶ月を目途）に行うこととする。</p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>